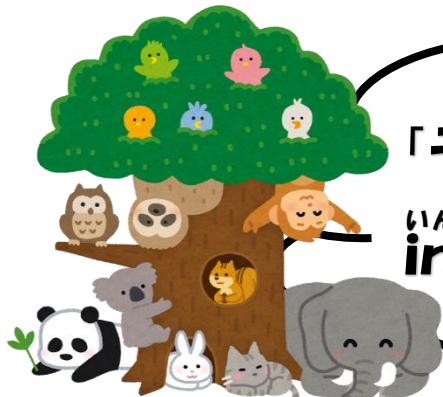


かわさき

川崎こどもニュース

編集 川崎教育文化研究所
 発行 (一財)川崎教職員会館
 川崎市中原区下沼部
 1709-4
 TEL044-433-9100



「子どもの権利条約フォーラム 2021 inかわさき」が開催されました

11月6日(土)・7日(日)に川崎市において「子どもの権利条約フォーラム 2021 inかわさき」が開催され、川崎市子ども会議のメンバーも参加しました。

「手を取り合って にじいろの未来へ 笑顔で歩もう！」をスローガンに、大人も子どもも一緒に子どもの権利について考えていきました。

6日(土)は、川崎市男女共同参画センターすくらむ21で全体会が行われました。オープニングセレモニーでは、川崎市長の福田紀彦さんを始め、川崎フロンターレからはフロン太くんがお祝いに駆けつけました。第2部では、「子どもたちが語る子ども参加のいま」と題して全国の子どもたちとオンラインでつながり、交流をしました。子どもたちが抱える素朴な疑問や、コロナ禍における不安な声に、会場の大人達も、自分たちの行動や発言をふりかえり見つめ直す、とても良い機会になりました。

山田雅太実行委員長とフロン太くん



梅井純恵さんと

なかよしクラブによる合唱



全国の子どもたちによる

パネルディスカッション



二日目となる7日(日)は、各分科会に分かれて色々な視点から「子どもの権利」について考えました。川崎市子ども会議のメンバーは、子どもグループの分科会に参加しました。話し合いのファシリテーターを務めたり、子どもの権利を自分たちの生活に当てはめて考えたりしながら、それぞれの思いをふくらませました。



みなさん、「子どもの権利条例」って知っていますか?

20年前、日本初の「子どもの権利に関する条例」は川崎市で作られました。条例は「子どもたちは生き生きと、ありのままの自分でいられ、幸せに暮らすことができる」と定めています。子どもたちは愛され、守られ、応援してもらえる、と約束されているのです。

川崎市子どもの権利に関する条例にある7つの権利

- ①安心して生きること
- ②ありのままの自分でいること
- ③自分を守り、守られること
- ④自分を豊かにし、カづけられること
- ⑤自分で決めること
- ⑥参加すること
- ⑦個別の必要に応じて支援をうけること



どういうときに権利が「守られている」または「守られない」と感じますか?ぜひ、おうちの人や友だちと一緒に考えてみてくださいね(^^)

環境を守るために、自分たちのできることから!『エコ』チームは、給食の残食に注目しました。これからアンケートをとったり取材をしたりしながら話し合いを深めています。



子ども会議とは…実は、子ども会議も川崎市子どもの権利に関する条例と大きく関係があります。『子どもの権利に関する条例』第4章「子どもの参加 第30条」に子ども会議について定められているのです。子ども会議は、子どもが自由に意見を言うことができ、その意見を自分たちでまとめていく会議です。この会議でまとめられた意見をいろいろな所に伝えに行きます。川崎市の市長も、その意見を大切にしています。

教育の多様性について考える『Eduvari』チーム。今年度は、学校以外にも居場所ってあるのかな?とフリースクールについて調べています。



エコキャップの回収も継続的に行っています。



川崎をもっとハッピーに!川崎の魅力を発信する『Kawappy』チームは、先日キンクスカイフロントに取材に行ってきました。



川崎市と市内7区の子ども会議は、一緒に活動してくれるメンバーを大募集!!
お問い合わせは事務局へ。詳しい活動の様子はホームページをぜひ見てください。
教育委員会生涯学習推進課・川崎市子ども会議事務局

TEL:044-200-3565 FAX:044-200-3950

